

# 冬は水道の凍結に注意しましょう



寒さが厳しくなる冬の時期は、水道管の凍結事故が多発します。凍結すると、水が出なくなるだけでなく修理の費用がかかります。水道管の凍結を予防するため水抜き栓による水抜きを行ってください。

メーターが閉栓となっても凍結により水道

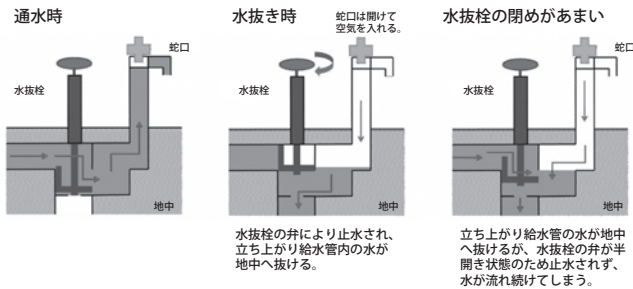
管が破裂する恐れがあります。

空き家、空き部屋をお持ちの場合は必ず行いましょう。また、水抜き栓を操作する場合、完全に開閉を行ってください。水抜き栓の開閉があまい場合、水が流れ続け漏水の原因となります。

## こんな時は特に注意が必要です

- 外気温がマイナス4℃以下になったとき。
- おやすみ前や、旅行などで家を留守にするなど、長時間水道を使用しないとき。
- 「真冬日」（1日中外気温が氷点下の日）が続いたとき。

※水抜き栓の誤操作や、凍結破損による漏水は原則水道料金の減免対象となりません。



# 漏水の発見、修繕について

## 配水管から水道メーターまでの漏水

道路の下に埋設された配水管からお客さま宅地内の水道メーターまでの間で漏水を発見したときは、上下水道課へご連絡ください。修繕条件などに同意していただくことにより上下水道課で修繕します。

- ①漏水が自然発生で、修繕箇所の掘削の承諾が得られること
  - ②障害物がある場合は、お客さま負担にて移動すること
  - ③修繕に伴う復旧は、修繕箇所のみで特殊な仕上げ工事を伴わないこと
  - ④修繕に伴う植栽等の補償が発生しないこと
- ※工事等により水道管を破損させてしまった場合は、原因者の費用負担となります。

## 水道メーター以降の漏水に対する減免

漏水時に発生した水道料金等は、原則としてお客さまにお支払いいただきますが、漏水によるお客さまの負担を考慮するとともに、早期に修繕していただくことを目的として、通常の管理ではわからない地中に埋設された給水管の老朽による漏水などは料金を減免することができます。ただし、水道使用者等の故意による漏水や、過失による漏水、漏水の報告を受けたにも関わらず速やかに修繕をしない場合などは減免の対象となりません。

## 水道料金等の減免の算定方法

漏水発生後の使用水量と漏水が発生していなかった前1年間の使用水量の平均との差し引き水量（推定漏水量）に基づいて算定します。ただし、使用水量に季節的な変動があるなど、前1年間の使用水量の平均との差し引き水量が適当でないときは、使用人数、使用実態その他の使用状況を考慮して求めます。この推定漏水量に別に定める減免率を乗じて算定した水量が減免水量となります。

## 減免の手続

減免を受ける場合、次回検針日までに修繕を行い市指定給水装置工事業者から漏水等修繕報告書を提出していただきます。

減免の対象となる期間は、1検針期間とし修繕工事完了が次回検針期間にまたがる場合は、翌検針期間を含め2検針期間となります。

